告示

○総務省告示第三百五十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百一号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年九月二十五日	日本のこころ	代表者の氏名	中野　正志	中山　恭子

○総務省告示第三百五十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百二号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年九月二十五日	日本のこころ	代表者の氏名	中野　正志	中山　恭子

○総務省告示第三百五十二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十七年総務省告示第四百十三号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年九月二十七日	日本維新の会	候補者となるべき者の選定方法	党規約第6条第3項に規定する常任役員及び非常任役員を同規約に基づき選任	代表が指名した者
		候補者となるべき者の選定の手続	常任役員会の承認に基づき代表が決定	執行役員の了承を得て決定

○総務省告示第三百五十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年総務省告示第四百十四号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年九月二十七日	日本維新の会	候補者となるべき者の選定方法	党規約第6条第3項に規定する常任役員及び非常任役員を同規約に基づき選任	代表が指名した者
		候補者となるべき者の選定の手続	常任役員会の承認に基づき代表が決定	執行役員の了承を得て決定

○総務省告示第三百五十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法
平成二十九年九月二十七日	希望の党	東京都豊島区南池袋二―一二―八岡芹ビル五階	小池百合子	選挙対策委員会	代表による指名

○総務省告示第三百五十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法
平成二十九年九月二十七日	希望の党	東京都豊島区南池袋二―一二―八岡芹ビル五階	小池百合子	選挙対策委員会	代表による指名

○総務省告示第三百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、隠岐広域連合の規約変更の届出を受理したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

総務大臣　野田　聖子

一　届出年月日

平成二十九年八月十日

二　施行年月日

平成二十九年九月一日

三　主な変更内容

第十七条別表に記載される広域連合の経費の支弁の方法のうち、介護保険事業費について変更する。